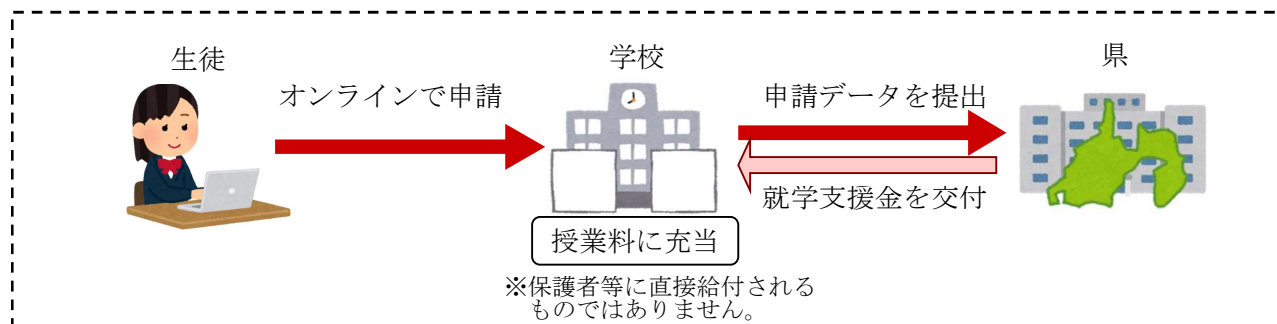


高等学校等就学支援金・臨時支援金について(制度説明)

(1) 「高等学校等就学支援金」とは・・・

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「**授業料の実質無償化制度**」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、全員が申請する必要があります。

<支給イメージ>



※就学支援金の支給対象となった場合も、授業料以外の校納金（修学旅行積立金等）についてはお支払いいただく必要があります。

(2) 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で 36 月（定時制課程・通信制課程は 48 月）を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円未満※の世帯であること。
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

- 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額）」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

<対象者の年収目安は**年収 910 万円程度未満**です>

※ 家族構成が父・母・高校生(16 歳以上)1 人・中学生 1 人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。
あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。



県内公立高校では毎年約 80%の生徒が
就学支援金の認定を受けています！

(3) 所得制限により支給対象外となったらどうなる？

年収約 910 万円以上世帯を対象とした「**高校生等臨時支援金**」が支給される可能性がありますので、就学支援金と同時に申請してください。

ただし、就学支援金・臨時支援金を申請しなかった方は、以下のとおり授業料を負担していただきます。

期別	徴収日	徴収対象月	金額
1 期	7 月 3 1 日	4 月 ～ 6 月分	29,700 円
2 期	1 0 月 3 1 日	7 月 ～ 11 月分	49,500 円
3 期	1 月 3 1 日	12 月 ～ 3 月分	39,600 円

(4) 補足説明

今回の就学支援金および臨時支援金は、前回の就学支援金の申請で認定を受けた方、所得制限により不認定となった方、申請を辞退した方、全ての方に申請をしていただきます。

申請方法については、配布資料を御確認ください。